

# 消費生活センターからのアドバイス

## ～点検商法の典型的な勧誘トークに注意！！～



点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして、「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる商法で、令和5年度の点検商法に関する苦情相談件数は過去最多の件数となっています。

### 【事例】

#### ○屋根工事

突然「屋根がはがれているのが見えたので無料で点検する」と訪問してきた事業者、「このままだと屋根が飛ばされて近所の人に迷惑がかかるかもしれない」と不安をあおられ契約をしたが、うそだった。

#### ○給湯器

「給湯器の定期点検をする」と電話があり、ガス会社の点検かと思い承諾したところ「古い機種なのでこのまま使うのは危険」と言われ交換工事をしたが、全く関係のない事業者だった。



### 【消費者へのアドバイス】

#### 屋根工事

##### 周りに相談しましたか？

その場ですぐに点検させず、家族に相談する等、慎重に判断しましょう。

##### その工事、本当に必要ですか？

家を建てた工務店やハウスメーカー等、地元の信頼できる事業者等に確認しましょう。

#### 給湯器

##### それは必要な点検ですか？

すぐに点検を承諾せずに、契約しているガス会社、メーカー、購入した販売店等に、本当に点検を実施しているか確認しましょう。

##### 点検を断りたくなったら…

断りの連絡を入れても、事業者が訪問してきた場合は、インターホン越しに点検を断りましょう。断っても事業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は110番に通報しましょう。

#### 共通

##### 見積りは取りましたか？

工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積りを取る等、慎重に検討しましょう。

##### 消費者ホットライン 局番なし188 いやや

クーリング・オフ等ができる場合があります。不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう。